

## 令和7年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第9回）議事録

■日時 令和8年2月16日（月） 午後1時30分～午後1時47分

■場所 対面及びオンラインの併用

### ■出席委員

山下部会長、荒井委員、飯泉委員、尾崎委員、玄委員、速水委員、水本委員、山口委員

### ■議事内容

環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議

「墨田清掃工場リニューアル事業」

⇒ 【大気汚染】 【悪臭】 【騒音・振動】 【土壌汚染】 【地盤】 【水循環】 【廃棄物】 及び 【温室効果ガス】 について審議を行い、【廃棄物】の事項に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。

総括審議の結果、答申案について全会一致で総会へ報告することとした。

令和7年度  
「東京都環境影響評価審議会」  
第一部会（第9回）  
速記録

令和8年2月16日（月）  
対面及びオンライン併用

(午後 1 時30分 開会)

○藤間アセスメント担当課長 それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、東京都環境影響評価審議会第一部会に御出席いただきありがとうございます。

本日の進行はアセスメント担当課長の藤間が務めます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の委員の出席状況について、事務局から御報告申し上げます。

現在、委員 12 名のうち、7 名<sup>1</sup>の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

また、本日は傍聴の申し出がございます。

それでは、部会長、よろしくお願いいたします。

○山下部会長 山下です。よろしくお願いいたします。議事に入ります前に、傍聴人を入室させてください。

なお、本会議の傍聴はウェブ上での傍聴のみとなっております。

(傍聴人入室)

○藤間アセスメント担当課長 傍聴人の方、入室されました。

傍聴人の皆様にお知らせします。本日の審議会の資料については、適宜画面に投影するほか、環境局のホームページに掲載しておりますので、必要に応じて御覧ください。

○山下部会長 それでは、ただいまから令和 7 年度東京都環境影響評価審議会第 9 回第一部会を開催します。

本日の会議は、次第にありますように、「墨田清掃工場リニューアル事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議となります。

それでは、次第 1 の「墨田清掃工場リニューアル事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議を行います。

本日は、事業者の出席はございません。

それではまず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○藤間アセスメント担当課長 それでは、資料の 1 - 1 を御覧ください。

1 選定した環境影響評価の項目は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、廃棄物、温室効果ガスの 8 項目です。選定した項目について、委員から意見がございますので御説明いたします。

廃棄物の項目でございます。

---

<sup>1</sup> 途中 1 名出席、8 名となった。

工事の施行中における廃棄物の予測では、発生する廃棄物の種類、量、処理方法等を検討し、類似事例及び施工計画の内容から予測するとしているが、本事業は既存の建屋と煙突外筒を補修のうえ再使用し、内部のプラント設備や煙突の内筒等を更新する事業であり、従来の建替更新とは異なることから、施工計画を詳細に検討した上で適切に予測・評価すること。

続きまして、

2 選定しなかった環境影響評価の項目は、水質汚濁、地形・地質、生物・生態系、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場の9項目です。こちらの項目についての意見はございませんでした。

3 都民の意見書及び周知地域区長の意見は、4ページからの別紙のとおりとなります。4ページを御覧ください。

1 意見書等の件数は、都民からの意見書は0件、周知地域区長からの意見は、墨田区長、江東区長、葛飾区長、江戸川区長の意見があり、合計4件でした。

次に、

2 周知地域区長からの意見を説明いたします。

まず、墨田区長からは、全般事項として、本環境影響評価調査計画書について、本区として特段の意見はございません。

ただし、本事業の実施に当たっては、当該環境影響評価調査計画書に記載された方法に従って調査、予測及び評価を確実に実施するとともに、関係法令及び条例等を遵守し、環境の保全について適切な配慮がなされるよう万全を期していただくようお願いいたします。

また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、新たな環境への影響が判明した場合には、速やかに適切な対応策を講じていただくようお願いいたします。

とのご意見をいただきました。

江東区長からは、全般事項として、

①緑化計画にて、緑化に関する基準を示しているが、既存施設における現行の緑化面積についても追加すること。また、緑化に当たっては、周辺の植生を踏まえた上での緑化を検討されたい。

②計画地及びその周辺地域における過去5年間の公害苦情件数については示されているところであるが、墨田清掃工場に対する苦情についても明らかにされたい。

③本リニューアル工事の前後において、調査項目に係る工場の性能にどの程度差がある

のか示されたい。

④調査計画書において、予測・評価項目として選定されていない項目についても、関係法令を遵守し、適切に管理されたい。また、事業の進捗により、環境に影響を及ぼすおそれが発生した場合は、評価項目として選定する等、速やかに対応されたい。

⑤周辺の環境保全に配慮した事業計画とするとともに、事業実施時においては、技術進捗等を踏まえ、可能な限り環境影響の低減に努められたい。

とのご意見をいただきました。

環境影響評価項目に関する意見としては、大気汚染として、

①江東区では、大気中の光化学オキシダントについて環境基準が達成されていない状況であることから、環境影響評価を実施するに当たっては以下の事項に留意されたい。

・工事の施行中及び完了後における関係車両の走行に伴う大気汚染物質の挙動については、本区亀戸地区に与える影響が懸念されることから、同地区の道路構造、渋滞予測等を考慮した環境影響評価を実施すること。

・関係車両の走行に伴い発生する大気汚染物質の排出負荷の削減に努めること。

とのご意見をいただきました。

土壌汚染として、

①「過去に汚染土壌の覆土処理を行った記録があることから」とあるが、過去に処理された覆土の厚さについて追加すること。また、「本事業では汚染土壌収容位置は掘削せず、植栽の入替えのみ行う。」とあるが、覆土部分に留まるのかについても追加すること。

とのご意見をいただきました。

廃棄物として、

①建設工事で発生する廃材等の廃棄物については、減量化及びリサイクルに努めること。

②建設工事で発生する廃棄物に加え、工事従事者の飲食に伴う生ごみや容器類についても、発生の抑制、資源としての有効利用を図り、ごみの減量に取り組むこと。

とのご意見をいただきました。

温室効果ガスとして、環境保全に関する計画等に、東京二十三区清掃一部事務組合にて策定している「東京二十三区清掃一部事務組合地球温暖化対策に関する基本的な方針」を列挙するとともに、上記方針に基づいた施策の方向を追加すること。

との御意見をいただきました。

葛飾区長からは、全般事項として、

ア 当該事業の実施に当たっては、法令に基づく手続き等の遵守を徹底するとともに、地域住民の意見を十分に尊重し、区及び関係機関との協議を重ねながら、環境保全対策に万全を期されたい。

イ 事業計画の具体化により選定した環境影響評価の項目以外について環境に影響を及ぼすおそれが生じた場合には、環境影響評価の項目に加えられたい。また、調査等により予測を超えた範囲に影響を及ぼすおそれが生じた場合は、迅速に対応されたい。

とのご意見をいただきました。

江戸川区長からは、全般事項として、

1 予測・評価項目としないとした「騒音・振動項目での低周波音」についても、具体的な事業の進捗により、環境に影響を及ぼすおそれが出た場合は、評価項目として選定する等、速やかに対応されたい。

2 水質汚濁、地形・地質、生物・生態系、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場の9項目については、具体的な事業の進捗により、これらの項目が環境に影響を及ぼすおそれが出た場合は、評価項目として選定する等、速やかに対応されたい。

3 本事業に当たっては、地域住民に説明するとともに、意見・要望については適切に対応されたい。

とのご意見をいただきました。

説明は以上となります。

○山下部会長 ありがとうございます。本件については、「選定した環境影響評価の項目」において意見がありました。項目を御担当されています委員の皆様から補足の説明などをお願いいたします。

荒井委員お願いいたします。

○荒井委員 廃棄物を担当しております荒井です。

廃棄物に関してコメントです。施工計画に応じて、発生時期、そして発生量は変動します。そのため適切な施工計画に基づく工程別の廃棄物発生量の整理が必要になります。

こうした考え方は、どんな事業でも共通するポイントになりますが、本件は更新、補修、新築、それらが複合しているため、より一層重要となると考えています。

補足は以上です。

○山下部会長 ありがとうございました。

事務局で欠席の委員の方から、コメント等を預かっていますでしょうか。

○藤間アセスメント担当課長 特にコメントをいただいてございません。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、委員から御意見などがございますでしょうか。

御発言のある委員は、挙手をお願いいたします。

(無し)

特に御意見がないようですので、引き続き総括審議を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

○藤間アセスメント担当課長 それでは、7ページの資料1-2を御覧ください。

資料1-2は、環環境影響評価調査計画書について、第1として、部会での審議経過と、第2として、審議結果、第3として、その他の事項を記載してございます。

読み上げます。

墨田清掃工場リニューアル事業に係る環境影響評価調査計画書について(案)

#### 第1 審議経過

本審議会では、令和8年1月14日に「墨田清掃工場リニューアル事業」に係る環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域区長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

#### 第2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

項目については、先ほどの項目別審議の意見の内容と同じですので、省略させていただきます。

#### 第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

次ページに付表がございます。付表については御覧のとおりでございます。

説明は以上となります。

○山下部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御意見などがございますでしょうか。

どうかお願いいたします。

(無し)

特に御意見はないようでございます。

ただいま案を読み上げていただきましたが、先ほど選定した環境影響評価の項目において意見がございまして、審議結果に反映されております。

それ以外の審議経過における部会における審議及び周辺地域区長の御意見も勘案し、今後の事業計画の具体化に伴い、適切に予測調査が実施されますように、事務局におかれましても、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、特に御意見がこれ以上ございませんようですので、本件の総括審議を終了いたします。

ただいま説明があった内容で、次回の総会に報告いたします。

ありがとうございました。

それでは、最後に次第の「その他」ですが、何かございますでしょうか。

特にございませんので、これをもちまして第一部会を終わります。委員の皆様には本日はどうもありがとうございました。

それでは、傍聴人の方は「退出ボタン」を押して御退出ください。

(傍聴人退出)

(午後 1 時 47 分 閉会)